

横浜市行政不服審査会答申  
(第71号)

令和元年6月18日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「平成 31 年度施設・事業利用調整結果（保留）処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

本件は、審査請求人が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）を対象児童とする市内各所の保育所の利用の申請をしたところ、処分庁が定員超過を理由として当該申請を保留する処分（以下「本件処分」という。）を行ったため、審査請求人が、本件処分について、入所保留となった具体的理由が不明であるなどとして、その取消しを求めるものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

本件児童についていかなる具体的理由で入所保留となったのか明らかでない。入所を認められた児童と本件児童の入所に関わる具体的な差が明確でない。どのような条件を満たせば入所できるのか明らかでない。

本件児童は保育の必要性の認定を受けているところ、本件処分の結果、保育を利用する権利を侵害され、保育を受けている児童との間で不平等な扱いを受けている。また、その結果、審査請求人の就労が困難となり生活が困窮する。

## 4 処分庁の主張の要旨

本件処分の審査基準として「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」等が設けられており、それらは公平かつ具体的なものである。また、同審査基準の内容は、平成 31 年度横浜市保育所等利用案内（以下「利用案内」という。）に記載され、窓口等で配布されているほか、区及び市のウェブサイトでの閲覧及びダウンロードが可能である。

また、本件処分の通知書の「定員超過」との記載は、利用調整の結果、ランク及び調整指数の高い児童によって各施設・事業の受入可能数が満たされ、全ての施設・事業において定員超過の状態となっていることを表しており、本件処分の処分理由は、審査請求人に示されている。

本件児童のランクはA、調整指数は0（ゼロ）であり、利用調整の結果、本件処分に係る5施設・事業全てにおいて本件児童よりもランク・調整指数の高い児童によって受入可能数が満たされたため、本件処分となった。

したがって、本件処分は、適法かつ妥当である。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 審査基準の制定・公表（行政手続法第5条）について

#### ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、入所を認められた児童と本件児童の入所に関わる具体的な差が明確でない旨の主張や、どのような条件を満たせば本件児童が入所できるのか明らかでない旨の主張をしている。

かかる主張は、その趣旨からすると本件処分の判断基準が明確でないとの主張を行っているものと考えられ、本件処分の審査基準について行政手続法（平成5年法律第88号）第5条違反の点からこれを争うものと認められる。

そこで、以下、本件処分の審査基準について同条に照らし検討する。

#### イ 審査基準の定め

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項及び第73条第1項は、保育所等の利用について市町村において利用調整を行う旨を定めている。

これを受け、横浜市では、利用調整の実施のため、その審査基準として「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」（平成26年10月14日こ企第583号。以下「本件審査基準」という。）及びその運用基準として「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」（平成26年10月14日こ企第545号）を定めるとともに、その手続等について、「横浜市支給認定及び利用調整等実施要綱」（平成26年10月10日こ企第580号）及び「横浜市支給認定及び利用事務取扱要領」（平成26年10月14日こ企第581号）を定めている。

これらの規定に基づき、横浜市では、審査請求人が利用申請を行った保

育所について受入可能数を上回る申請人数がある場合には、利用調整を行うこととしており、ランク及び調整指数が上位の子どもから順に利用決定を行っている。

#### ウ 審査基準の具体性

そこで、本件審査基準について行政手続法第5条第2項に照らしこれを検討する。本件審査基準は、第2項及び第3項において、利用調整は、当該利用申請の対象児童を本件審査基準別表2「利用調整基準」に基づきランクによって区分し、施設ごとに、より高ランクの者から順に優先的に利用を認めることを明らかにしている。また、同一ランクの利用希望者が複数名いる場合には、更に本件審査基準別表3「調整指数一覧表」に基づいて付与される利用調整指数によって、その利用調整を図ることを定めている。

そして、本件審査基準別表2及び別表3の内容を見ると、いずれも可能な限り客観的な基準となるように詳細に記載され、見る者をしてほぼ自らのランク分け及び調整指数が分かるように記載されている。

したがって、本件審査基準は、審査基準として、行政手続法第5条第2項が求める具体性を有しているといえる。

#### エ 審査基準の公表

本件審査基準の内容は、申請をしようとする者に案内として配布される利用案内に記載され、区役所等の窓口で誰でも取得できるようになっているほか、区及び横浜市ウェブサイト上で閲覧及びダウンロードが可能となっている。

したがって、本件審査基準について行政手続法第5条第3項が求める審査基準の公表も適切に行われている。

#### オ 小括

以上から、本件審査基準が行政手続法第5条に違反するものとは認められず、その他本件において本件審査基準の内容等が不当であると認める特段の事情も認められない。

### (2) 理由付記（行政手続法第8条）について

#### ア 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、本件児童についていかなる具体的理由で入所保留となったのか明らかでないと主張する。これは、本件

処分について行政手続法が求める理由付記（行政手続法第8条）が行われていない違法を主張するものと認められるので、以下、その点について検討する。

イ 「定員超過」との記載について

行政手続法第8条第1項の趣旨は、行政機関の判断の公平性の担保と申請者の不服申立ての便宜にある。本件処分の通知書の「定員超過」との記載をもって、利用調整の結果、優先度の高い児童によって各施設・事業の受入可能数が満たされ、全ての施設・事業において「定員超過」の状態となったために当該児童について申請保留処分されたとの状況が明らかとなることで、処分庁が当該処分を行った判断過程の概要が明らかとなる。また、申請者が当該処分について不服申立てをするか否かの判断が一応可能となる。したがって、当該記載をもって、同項の求める処分理由の提示としては十分というべきである。

以上により、この点についても本件処分を違法又は不当として取り消すまでの理由は見当たらない。

(3) 本件児童の利用調整結果の適法性及び妥当性について

ア 本件児童のランク及び調整指数

審査請求人から処分庁に提出された子ども・子育て支援制度利用申請書、2号3号認定理由申立書の記載内容から、本件審査基準に従って本件児童のランク及び調整指数を検討すると、対象児童の父母は、父母ともに居宅外労働であり、月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事しているため、対象児童はAランクに該当する（本件審査基準別表2-2「その他の世帯状況」に定めるランクの引上げに用いる各指標にはいずれも該当しない。）。また、本件審査基準別表3「調整指数一覧表」には、該当箇所がなく、対象児童の調整指数は0となる。

イ 本件処分に係る保育所等の申込状況と利用調整

本件処分に係る保育所等の申込状況について、本件審査請求手続内に処分庁から提出された資料から確認すると、本件処分に係る5つの保育所全てにおいて、審査請求人と同ランクであるAランクであり、かつ、調整指数が0（ゼロ）を超える者の数が受入可能数を超過していることが認められる。

そうすると、前記に述べたとおり、本件審査基準においては、同ラン

クの者同士の申込みが競合する場合、次に優先されるのは調整指数がより高い者となるため、審査請求人については、これらの者よりも利用順位が低くなってしまいう結果となってしまうことは致し方ない。

#### ウ 小括

以上から、本件児童については、その利用申請に係る全ての保育所において本件児童と同ランク、かつ、より調整指数が高い児童によって受入可能数が満たされていることが認められる。よって、本件処分は、本件審査基準に従ったものであると認められる。

#### (4) その他

審査請求人から、本件処分の結果、本件児童について保育を受ける権利が侵害され、保育を受けている児童との間で不平等な扱いを受けていること、審査請求人の生活が困窮することなどの主張がなされている。しかし、保育所整備等の保育行政については、各地方自治体における財政的な制約があることはもちろん、将来の人口予測その他の専門的な知見からの判断が必要となるから、保育所等が不足する事態が生じていることをもって直ちにこれを違法又は不当と言うことはできない。また、本件処分は保留処分であって、毎月の利用調整の結果、改めて利用が認められる可能性があること、本件児童について保育を受ける権利及びその保護者の働く権利への制約の程度が本件処分を不当として取り消すべきまでのものとは認められないことを考えると、これらの点においても、本件処分が違法又は不当であると認めることはできない。

#### (5) 結語

以上により、本件処分について違法又は不当な点は見当たらないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### (6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### (7) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成31年 2 月 14 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
平成31年 3 月 6 日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
平成31年 3 月 8 日	・ 弁明書の送付及び反論書の提出等依頼
平成31年 4 月 3 日	・ 反論書等の提出再依頼
令和元年 5 月 16 日	・ 審理手続の終結
令和元年 5 月 21 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和元年 5 月 21 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和元年 6 月 18 日	・ 調査審議